

開発協力適正会議

第66回会議録

令和4年12月20日（火）
（ハイブリッド開催（対面・WEB））

《議題》

1 報告事項

「ODA 評価年次報告書 2022」について

2 新規採択調査案件

- (1) モルディブ（無償）「海上保安能力強化計画」
- (2) カンボジア（有償）「ニロート上水道拡張計画」
- (3) フィジー（無償）「経済社会開発計画」（海上保安関連機材）
- (4) ヨルダン（無償）「マアン県給水システム改善計画」

3 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午後 3 時 0 0 分開会

- 弓削座長 皆様、こんにちは。年内最後となります第 66 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

今回の適正会議はオンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどがあれば、随時御指摘願います。

今回は全ての委員に会場で御参加いただいています。また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。

1 報告事項

「ODA 評価年次報告書 2022」について

- 弓削座長 まず、報告事項といたしまして「ODA 評価年次報告書 2022」につき、外務省の説明者から御報告をお願いします。

- 説明者 ODA 評価室の西野でございます。私からは先日公表いたしました「ODA 評価年次報告書 2022」について御報告いたします。

この年次報告書は、一般の方に分かりやすく ODA 評価についてお伝えするということを念頭に、外務省による 1 年間の ODA 評価の取組を簡潔にまとめたものです。11 月 30 日に外務省のホームページに掲載いたしました。

報告書冒頭の目次を御覧いただけますでしょうか。主な内容は、昨年度に実施した ODA 評価の結果と ODA 評価結果のフォローアップになっております。2021 年度の ODA 評価結果については、今年 4 月の第 62 回適正会議で御報告済みですが、ODA 評価結果のフォローアップの部分は、この年次報告書において新たに公表するものです。今年度の年次報告書ではフォローアップの記述をこれまでより充実させて、外務省や JICA がどう受けとめて改善につなげているかを理解いただけるように努めました。

また今回、長年にわたり当省の ODA 評価を御支援いただいている同志社大学の山谷教授から「ODA 評価年次報告書の 30 年」という寄稿をいただきました。そのほかにコラムとして、東チモールの国別評価、大統領や外務大臣に直接評価報告書を手交する機会を得ましたが、この例と、初めてのオンライン開催としました ODA 評価ワークショップについて取り上げております。

以上が、ODA 評価年次報告書の公表についての御報告になりますが、今年度の ODA 評価で「過去の ODA 評価案件のレビュー」を実施いたしました。こちらにおい

て適正会議のメンバーの皆様アンケート等に御協力いただきました。この場をお借りして、改めてお礼を申し上げます。

このレビューの報告書は既に取りまとめまして、11月30日に外務省のホームページで公表しております。

最後になりますが、来年度のODA評価の対象案件についても、先日、外務省ホームページに掲載しております。来年度は国別評価として、タイ、バングラデシュ、エジプト、課題別評価として難民及び難民受け入れ国支援、そして、事業レベル、プロジェクトレベルの評価としては、対ヨルダン無償資金協力の2つの案件を実施予定です。

当室からの報告は以上になります。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。
説明者からの説明について御意見・御質問があれば、発言をお願いいたします。
松本委員、どうぞ。
- 松本委員 いつもお疲れさまです。ありがとうございます。
このお配りいただいた書類ですが、これはどのような書類になるのか教えていただけますか。
- 説明者 大変失礼しました。冒頭に説明をすべきでした。こちらが「ODA評価年次報告書2022」になります。
- 松本委員 本体ですか。
- 説明者 はい。
- 松本委員 分かりました。
- 説明者 現在、実は冊子の形では配付しておりませんで、ホームページへの掲載を基本としておりますが、本日、皆様に御覧いただくということで印刷しております。
- 松本委員 確認ですが非常に概要的だと思うのですが、例えばこの詳細というのは別冊であるわけではないという理解でよろしいですか。
- 説明者 2021年度に実施した評価の報告書は大体40ページぐらいの本体と、さらに別冊がついたものが、それぞれウェブですとリンクで飛べるようになっております。

す。

- 松本委員 分かりました。ありがとうございます。
- 弓削座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

2 新規採択調査案件

(1) モルディブ（無償）「海上保安能力強化計画」

- 弓削座長 それでは、新規採択案件について議論を始めたいと思います。本日は事務局から提示された新規採択案件であるモルディブ、カンボジア、フィジー、ヨルダンの4件を扱います、まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。

最初の案件はモルディブ「海上保安能力強化計画」です。外交的意義の説明に関しては案件概要書に記載されておりますが、強調すべき点や追加の説明などがあれば、説明者から発言をお願いします。その後、委員のコメントに対する回答をお願いします。よろしく願いいたします。

- 説明者 国別開発協力第二課長の時田でございます。それでは、ただいま御紹介のありましたモルディブ「海上保安能力強化計画」について御説明申し上げます。

外交的意義については、お手元の案件概要書に記載のとおりでございます。案件概要書にございました供与機材のうち、衛星画像分析機材につきましては、その後の案件調査により、海上犯罪を取り締まるための物的証拠としての衛星画像になっております。また、委員から御指摘いただきました概要書の数字の表記方法等、修正をしておりますところ、追って御報告をいたします。

続きまして、委員の皆様からいただきました御質問に対して御回答申し上げます。

まず、田辺委員の1つ目、機材の設置地域についてです。

お手元にモルディブの地図を配付させていただいております。埠頭の監視装置につきましては、北から順に番号を振っておりますけれども、2番目のウリガン島、3番目のフォドドゥー島、4番目のラスドゥー島、5番目のフェリドゥー島、6番のフォナドゥー島、7番のビリンギリ島及び8番のフォームラク島の埠頭に設置の予定でございます。各地方島に海から上陸する手段である埠頭の全域をカバーするという想定になっております。

それから、衛星画像につきましては、7番のビリンギリ島にある海上監視情報統合センターにおいて使用予定です。

薬物検査の機材につきましては、モルディブの領海、あるいは排他的経済水域（EEZ）によって使用するほか、首都マレの警察によって科学的な犯罪証拠を押さえるために使用する予定となっております。

田辺委員の2つ目の御質問、相対的に高い国に対する無償資金協力についてです。これは松本委員、竹原委員からも同じ趣旨のコメントをいただいています。

所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力につきましては、これまでの実績というのは必ずしも考慮には入っておりませんが、平成26年に「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」というものをまとめております。それを踏まえ、案件の性質、我が国の対外政策との関係、被援助国の状況を検討しております。

その上で、モルディブはインド洋シーレーンの戦略的要衝に位置する小島嶼開発途上国、SIDSと呼ばれていますが、小島嶼の開発途上国です。2つ目に、法の支配や航行の自由といった基本的な価値を共有する自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた重要なパートナーです。インド太平洋地域において法の範囲に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化するために、モルディブとの協力は不可欠であると考えております。

今回の無償資金協力につきましては、緊急性、迅速性、人道上のニーズというものは必ずしも要件を満たさないのですが、モルディブの世銀・IMFによる分析によりますと、債務持続性分析はハイリスクであるなど債務状況は厳しく、有償資金協力の実施が困難です。

また、案件概要書に記載しておりますが、経済的脆弱性、それから、環境的な脆弱性、外交的観点に加えて、案件の内容がモルディブの海上法執行能力の強化を支援するものであるということもあります。モルディブ周辺海域における法の支配や航行の自由を確保して、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に貢献することから、我が国の重要政策である自由で開かれたインド太平洋戦略に沿った外交的に極めて意義の高い案件であると考えております。

次に、道傳委員から御質問がございました実施機関、実施の概要についてでございます。これは西田委員、宮本委員からも同じような趣旨のコメントをいただいております。

国際機関連携無償といたしまして、国連薬物犯罪事務所（UNODC）が実施機関となる状況でございます。このUNODCは不正薬物、犯罪、国際テロリズム対策の専門的知識を有する組織です。また、モルディブでも活動実績がございます。こうしたところから、実施機関としてはUNODCによる実施、それから、補足として、機材供与主体を沿岸警備隊と記載を修正しております。

なお、他機関との連携、役割分担ですけれども、ほかのドナーが本件の分野に支援しているという情報には触れておりませんので、記載は特になしとなっておりますが、

EU、インド、アメリカがデータの協力や、広域的支援を実施していると把握しております。そうしたことも踏まえて対応していきたいと思っております。

西田委員の1つ目の御質問、海上犯罪の多様化についてのご質問です。宮本委員、松本委員からも同じような趣旨のコメントをいただいております。

海上犯罪の多様化については、従来、経済的動機に基づく地元民による犯行が大半を占めておりましたが、最近はISILと関連がある過激派グループと外国勢力の影響を受けた者による外国人や政府関係者を狙ったテロ、組織犯罪、外国籍漁船による違法漁業等の犯罪等、犯罪の主体が多様化していると分析されております。こうした麻薬の違法取引や違法漁業の操業などの海上犯罪により得た資金は、テロ、それから、組織犯罪の資金源となっていると指摘されております。こうした事案の99%が海上で発生しております。また、海上犯罪は巧妙化しております、摘発がなかなか困難であり、犯罪の資金源を断つことができないところが悪循環につながっているという点もございます。

海上犯罪の摘発件数、具体的な内容ということで御指摘がございました、麻薬の違法取引の犯罪報告数、モルディブ警察の2022年のデータによりますと、2020年は1,420件、2021年は1,447件となっております。違法漁業に関しまして、統計データはございませんが、モルディブの領海・排他的経済水域において、たびたびソマリア、スリランカ、こうした外国船舶、それから、国籍不明の船舶が違法漁業を行っているという実態がモルディブ政府により確認されております。

2021年には、モルディブ関税当局がモルディブ産のフカヒレが入った21箱を押収しているという事例もございます。捜査当局は、その規模から犯罪組織の関与があるのではないかという見解を示しております。

人身売買につきましては、統計データはございませんが、2022年のアメリカの国務省の「人身取引報告書」によりますと、主にバングラデシュ、インドからの不法就労者が6万人おり、労働の強要被害、ブローカーによる旅券取り上げ、地方島のモルディブの未成年者の性的搾取の存在を指摘しております。

松本委員から御質問がございました、どの程度の犯罪が野放しになっているかという点につきまして、具体的なデータを見つけることはできませんでしたが、他方で、本事業を通じて衛星画像を分析、違法漁業の操業の早期発見につながるなど、関連当局の海上犯罪への対応能力の向上が期待されると考えております。

西田委員の2つ目の御質問、海上犯罪対策当局の対応能力に関する研修・訓練を実施する主体は、UNODCの海上犯罪、それから、司法の担当部門が研修や訓練を実施するということになっております。

松本委員の3つ目の御質問は、軍事利用される蓋然性についてです。これは宮本委員、竹原委員、弓削座長からも同趣旨のコメントをいただいております。

本事業の実施機関であるUNODCは国連機関の一つです。武力を用いないことを

基本原則に掲げて、国連憲章に基づき活動を行っておりますところ、いかなる政府当局や関連機関にも軍事用途に使用する機材を提供することは想定されておりません。また、UNODCとはE/Nにおいて適正な利用の確保並びに非軍事使用を明記するとともに、被供与国であるモルディブ政府との間でも口上書において非軍事使用について明記させております。

本事業における衛星画像ですが、これは違法漁業の物的証拠として、また、当局の研修材料として使用される予定でございます。衛星画像はモルディブ政府の要請に基づきUNODCがフランスの民間会社のAirbus Defense and Space社から入手する計画となっており、入手段階でUNODCによって非軍事目的であることの確認が行われます。

UNODCはモルディブと毎月定期会合を行い、その際に、研修実施状況や調達機材の使用状況のモニタリングを実施しており、供与された機材が軍事転用されていないかについても、この機会にモニタリングする予定です。また、現地大使館も軍事転用されていないか、UNODCによる定期会合に参加いたします。

これに加えて、大使館独自のモニタリングとしても現地視察、もしくは電話によるヒアリングを通じて、少なくとも年1回以上の頻度でモニタリングを行います。この結果につきましては、ほかの案件と同様に、この適正会議において報告させていただき、軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避原則の遵守、その運用に当たって引き続き透明性の向上を図ってまいります。モニタリングでは、協力が引き続き意義のあるものであるか、機材が具体的にどのような先方機関関係者にどのように使用されているのか、適切な効果が得られているのかについて確認を行っております。これまでもUNODCの支援によりモルディブは政府衛星画像を入手しておりますが、モルディブ政府やUNODCに明示的に確認をいたしました。が、軍事的用途に使用されている事例はございません。

松本委員の4つ目の御質問は、国際約束における口上書の位置づけです。

口上書は外交使節団と接受国の外交機関との間で用いられる連絡手段の一形式で、自国政府の意図を相手国政府に対して公式に伝達することを目的とするものです。このため、口上書は基本的に国際約束を構成する文書には当たりませんが、相手国の政府の意図を公式に確認できる文書であるということでございます。

技術的な訂正ですが、数字の大きさについて、松本委員から御指摘がございました。大小1,190、このコンマについては訂正をしております。

宮本委員の2つ目のお尋ねは、海上保安に必要なリソースの御質問です。

海上犯罪の多様化に伴い、海上保安のために求められる業務の質と量に対して、これらの業務を適切に対応できる人員が質・量ともに不足している状況です。本件事業を通じまして専門的な訓練を実施することにより、各行政官の能力向上を図り、人員の質の向上に取り組む予定です。量につきましては、モルディブ政府が人員増のため

の適切な予算を確保する予定であることも確認済みです。

弓削座長の1つ目の御質問は、先方政府の人員規模ですが、沿岸警備隊には沿岸警備や救急援助を専門とする人材が約500名います。

弓削座長の2つ目の御質問ですが、海上犯罪に係る捜査、摘発、拘留といった対応ごとに研修コースが組まれております。その中で、各機材の使用についての研修が行われます。1コース当たり20人前後の関係職員が参加する計画で、4日ないし5日の受講が想定されております。

弓削座長の3つ目の御質問は、海上監視情報統合センターの状況についてです。

海上監視情報統合センターは、モルディブ海域の海洋状況を把握することを目的として、モルディブ政府が2024年に開設を予定している施設でございます。海上保安に係る対応は関係部局が多岐にわたりますことから、センターにおいて麻薬取引や違法漁業の取締り、海洋事故対応、人道支援、災害救助活動を行うための関係部局間の情報教育が行われる予定であります。同施設では、海洋監視及び海上安全確保のための要員15名が活動を行う予定でございます。機材は海洋監視用の通信機器、物的証拠確認のための衛星画像等を供与することが想定されております。

私からは以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。では、松本委員、宮本委員、西田委員、導傳委員、4人続けてどうぞ。

○ 松本委員 御説明ありがとうございました。

アカウントビリティーという本会議の役割もあるので基本的なことを伺わせていただきたいのですが、先ほど口上書のところで、国際約束ではないけれども、公式に先方政府の見解を確認するとおっしゃっていただきました。ちょっと教えていただきたいのはE/Nと口上書ですけれども、E/Nだけでこうしたことを決めることもあるのか。これが1点目です。口上書だけで、こうしたことを確認することがあるのか。これが2点目です。今回は両方ともだったのですが、これは外務省としては、かなり丁寧に行っているという意味なのか、これが比較的一般的なのか、その辺りについて伺わせていただけますか。

○ 弓削座長 宮本委員、どうぞ。

○ 宮本委員 御説明ありがとうございます。

軍事転用されていないところのモニタリングについてですが、今回はUNODC、いわゆる第三者的な立場でモニタリングを受けるという御説明でした。一方で、現地

の大使館の方が年1回やられるという御説明もありました。仮にモニタリングを第三者的なUNODC等が一切やらないという建付けになった場合、大使館にそもそも専門性を持った方がいらっしゃるのかという質問が一つです。

2つ目は、年に1回、モニタリングを実施することは分かったのですが、年に1回、どういう手法で、どれぐらいの時間をかけてやるのか、本件に加えて今日はフィジーの案件もありますので、その辺も質問させていただきます。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

道傳委員、どうぞ。

○ 道傳委員 「UN連携/UNODC実施」と記されていても、計画概要では「他機関との連携・役割分担はなし」とあるのはわかりにくいという質問だったのですが、このように記載されるのが通例なのでしょうか。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

西田委員、どうぞ。

○ 西田委員 ありがとうございます。私はコメントです。

海洋状況把握について、今回、モルディブに対して衛星画像を提供することで、その監視状況を高めるというような話であったと思います。その素材は、UNODCがAirbus社から入手する。これは費用対効果と政策をどう考えるのかなと思っています。日本政府は多分（データを）買ってモルディブのために提供する。非常にお金がかかるわけですね。

例えば欧州連合がやっているようなインド太平洋における海洋の状況把握及び能力向上のためのプロジェクトなのですが、ここではコマースの衛星画像であるとか、いわゆる海洋状況把握に必要な各種データを共有プラットフォーム化して各国に提供している。一種のプラットフォームのようなプロジェクトをやっていると私は理解しております。これはIORIS（インド洋地域情報共有プラットフォーム）ですが、こういったものに日本が協力をするほうが、より費用対効果という意味では高い効果を及ぼすことができる。要はこれから日本の開発援助の予算、いろいろと多様化する中で、どのように効率的に使っていくかという観点で、そういうものがあるのであれば、うまく使ったほうがいいのではないかとというのが1点目です。

もう一つは、今回の防衛3文書の中で、EUも安全保障の協力相手と明記をされたというような中で、戦略的な連携を深めるという意味でも、日本がこのプロジェクトに乗っかって一部負担をすることで、この地域で高めていくような考え方もあってい

いのかなと思いましたが。これはこの事業に対する御質問でもありませんが、今後、M D A（海洋状況把握）というのは、恐らく日本でより強化していく分野だと思いますので、そういったことも検討といただければと思います。

○ 弓削座長 たくさんになりましたけれども、4人の委員のコメント・質問についてのお答えをお願いいたします。

○ 説明者 ありがとうございます。それでは、順番に回答を申し上げます。

まず、松本委員からありました、いわゆる交換公文（E/N）と口上書の関係です。まず、我が国政府が本計画の実施主体となる国連との間で締結する交換公文において、整備される資機材等が所定の事業計画の実施のために適正かつ効果的に維持され使用されること並びに軍事的に使用されないことを確保することを実施主体である国連に対して義務づけるとE/Nで記載しております。

委員御指摘の口上書に加えて、モルディブ政府との間でも整備される資機材等を軍事目的で使用しない旨を公式に確認するために、追加的にモルディブ政府から取りつける予定です。今回の場合、E/Nを国連に対して文書上で義務づけていることもあり、追加的にモルディブ政府のほうから口上書を取りつける、この事例はそういう立てつけになっております。

ほかの事例の場合にはE/Nの場合もあると承知をしておりますけれども、今回のモルディブについては国連に対するE/Nでの言及、口上書によるモルディブ政府に対する言及で対応する想定です。

宮本委員のお尋ねにつきまして、UNODC以外で、大使館で具体的にどういうモニタリングをするのかという点です。先ほど御説明を申しましたのは、実際に大使館員のほうで視察、あるいは電話等いろいろな形で視察するという点でモニタリングをすることになると考えておりますが、今、いただきました御指摘も踏まえてモニタリングの在り方を検討していきたいと思っております。

西田委員からのコメントを拝聴いたしました。御指摘がありましたように、EUのほうで、これはスリランカ、アフリカ、インド洋のほうを含めたデータの共有ということで、モルディブが支援の対象になっていることは承知しております。今回の画像は、物的証拠だけでなく、いろいろな積み重ねを通じて分析等にも資する、そういった意味での分析等も含めた能力向上に資するという点もでございます。今おっしゃったEUとの連携について御意見をいただきましたので、今後の検討として承らせていただきたいと思います。

その関係で、道傳委員から御指摘をいただきました連携の記載についてですが、これはなしということ強調するために、こういう記載をしたわけではございません。申しあげましたように、ほかのドナーが海上安全能力の強化ということで、海上保安

能力の向上ということでの支援はいたる分野でやっております。あるいは治安対策という意味でやっている例のアメリカもございます。そうした意味で、角度の違う点がございますが、ただ、御指摘がありましたように、各ドナーがどのような支援をしているかということについては随時把握した上で、これが連携できる形であれば、積極的に連携を考えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

ほかにコメント・質問はありますか。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 ありがとうございます。今の件は分かりました。

それとはちょっと違うのですが、今回の各委員の御質問を読ませていただいて、やはり無償資金協力を使うということに対しての御意見が私以外にもあったということで確認したいのですが、今回の理由は、このプロジェクトだからではなく、モルディブに対してはそうなると、御説明の内容がモルディブに対してのあらゆるプロジェクトが無償の対象にしてよいということになるように思ったのです。だとすると、何のために無償資金協力を比較的所得の高い国に対してというものの幾つかのクライテリアがあって、でも、ある国に対しては、どんなプロジェクトも当てはまるとなった場合、それそのものはもはやモルディブが無償の対象国であると言っているのと等しいので、ここの整理をさせていただきたい。

これはもしかしたら局長がお答えになるのかもしれませんが、ここの場でこうして御発言をいただくことで、国民、納税者の人たちに、そういう意味でモルディブに出しているのだということは確かに分かるのです。しかし、個別案件ごとに、これは防災だからとか、これは非常に人命に関わることだからという御説明に比べると個別性が非常になくて、国ごとの戦略だと思うので、こういう議論をここでしているときに、私たちはどういう姿勢でこれに対してコメントするのがいいのかというところを、もし、外務省の方で御意見をいただければと思っているところです。歯切れが悪くて申し訳ありません。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者の方、どうぞ。

○ 説明者 ありがとうございます。

もちろん無償資金協力、今、御指摘のございましたところですが、おっしゃるように案件の性質、あるいは対外関係、あるいは被援助国の状況、それから、おっしゃっ

たような点を踏まえ個々に検討するということです。その中で、この案件は、航行の自由、あるいは法の支配、自由で開かれたインド太平洋ということを考えるときに、モルディブの海上保安能力の向上というのが極めて意義があると考えております。ですので、国としてということでは、御指摘のような形ではなくて、そこは個別に検討ということは考えています。

- 遠藤局長 歯切れのよい御質問に対して、必ずしも歯切れのよい答えにはなっていないとは思いますが、その前提で申し上げさせていただくと、今、まさに時田課長から申し上げたとおりですが、まさに国丸ごと、この国について見ると、完全に無償資金協力の対象国で何でもありですということを考えているというよりは、それぞれの国の在り方、その案件の意味、その案件の意味というのも、その国にとっての意味もありますが、我々にとって外交的な意味も含めてということで、それらの個別の要素を組み合わせながら、全体として見て考えているのが実態ですし、今後それを基本的には貫いていくのだろうと思います。

それと同時に小島嶼国、モルディブも含めてですが、こういうところが有する脆弱性をどのように考えていくのかというのは、一種カテゴリーとして見て考えていくべき観点だろうと思っております。だからといって、小島嶼国であれば全てどんな所得水準であっても無償で何でもやりますというわけでも当然ありませんが、小島嶼国が抱える課題、それは気候変動であっても、あるいは経済的な形で大洋の中でぽつんとあって脆弱な環境、特にこの数年、コロナで人の出入りが止まってしまっている中において考えていくべき課題だと同時に思っているところはあります。

- 山崎課長 開発協力総括課長の山崎です。

もう少し細かい説明をさせていただくと、モルディブは有償で借りられるか借りられないかという、現在借りられません。世銀の分析でハイリスクになっていますので有償資金協力は困難です。その上、何でこの案件が重要政策に合っているかと言うと、やはり海洋の秩序をさらに強化していくのに資する案件だからです。それはFOIPという重要政策に合致しますので、この案件はそれに合致するからおすすめなのですと、平たく言うと、そういう説明になると思います。

- 松本委員 ありがとうございます。

普通の市民の人たちがこれを読んだときに、つまりこのプロジェクトは日本のシーレーンを守るプロジェクトでしょうかという、多分、単刀直入に言うと聞くことになる。冒頭の外交的意義のところにシーレーン上にあるということが書いてある。この立地上のことと、今回のこの衛星画像の提供というのを重ね合わせると、つまりこれは日本のシーレーンを守るための案件だから無償なのでしょうかと、普通に考えると

市民は思うわけです。そう考えていいのかいけないのかというところが一番伺いたいところですよ。申し訳ありません。単刀直入に聞き過ぎていますが、よろしくお願い致します。

○遠藤局長 そこはモルディブにとって極めて重要な意義を有する案件です。それは同時に自由で開かれたインド太平洋の重要なパートナーであり、その基本的考え方にも合致するがために、我々としても非常に重視している案件です。そういうお答えになるのだらうと思います。

○ 弓削座長 よろしいでしょうか。

この案件については、供与される機材が軍事転用されないことが重要であり、それに関しての質問が幾つもありました。大変御丁寧な御説明をいただいて、事業の実施機関であるUNODCとは交換公文（E/N）を交わす。そこで非軍事的仕様を明記する。また、モルディブ政府との間でも非軍事使用について明記するという事。それに加えて、日本政府がモルディブ政府との間で機材を軍事目的で使用しないということを確認するために追加的に口上書を取りつける。そして、モニタリングではUNODCがモルディブ政府と毎月開催している定期会合で供与された機材が軍事転用されていないかを確認して、その場に現地大使館の方も参加する。そして、それに加えて大使館独自のモニタリングとして現地調査や電話によるヒアリングを行うという御説明でした。

また、無償資金協力案件についての考え方の意見交換もありました。協力準備調査では、これらの点を踏まえて、UNODC、それから、モルディブ政府との両方にしっかりと働きかけていただくということをお願いいたします。

それでは、この案件のディスカッションを終わらせていただきます。

(2) カンボジア（有償）「ニロート上水道拡張計画」

○ 弓削座長 次は、カンボジア「ニロート上水道拡張計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 こんにちは。国別開発協力第一課長の石丸と申します。カンボジアのニロート上水道拡張計画についての議題に入らせていただきます。

外交的意義につきましては、皆さんのお手元の案件概要書に記載のとおりです。委員の皆様からいただいた御質問に対しては、以下、JICAと外務省でそれぞれ分けておりますので、それぞれ御回答さしあげたいと思います。

○ 説明者 JICA 東南アジア・大洋州部の村岡と申します。本日はよろしく申し上げます。

早速でございますが、委員の皆様からいただきました質問に対しての回答をさせていただきます。

まず、弓削座長からいただいた御質問から回答させていただきます。

1つ目、期待される開発効果は、プノンペン上水公社（PPWSA）でございますが、給水区域内住民の生活環境の改善と書かれていますが、生活環境改善の住民数を教えてくださいというものでございます。

本事業はプノンペン上水公社給水区域内におきまして、広範にわたる効果が期待できると考えております。一方で、各浄水場からの送水は独立していません。すなわち、ある一つの地域に対して一つの浄水場からのみ来るという形になっているというわけではなくて、複数の浄水場から流れるようなことができるというシステムになってございます。そういった特性上、現時点では、定量的なニーズを正確に算出することが難しい状況でございます。協力準備調査に移らせていただきましたら、協力準備調査におきまして、プノンペン全体の送水計画で設定されているニロート浄水場の給水エリアにおける人口について調査した上で、裨益者数の推計を行いたいと考えてございます。

なお、生活環境改善の対象でございますが、主には現在給水がない地域の住民、もしくは給水圧が十分でない地域の住民といったものが想定されます。

昨年、JICAの協力で見直しを行いましたマスタープランでございますけれども、こちらのほうにつきましては、2021年度には浄水の栓の受入れが44.3万ございましたけれども、2030年には82万7000に増加するということが計画されておりますので、こちらに対して、本事業による浄水量の増ということにつきましても貢献されることとなります。

2つ目の質問は、効果を受ける住民数は人口の何%でしょうかということでございます。

こちらのほうにつきましては、今、お話をさせていただきましたけれども、現時点では定量的な人数を算出することが難しい状況でございますので、こちらも含め、協力準備調査のほうで確認していきたいと思っております。

3つ目、残りのプノンペンの住民に対する給水状況と給水対策でございます。

こちらのほうは現在プノンペンの住民に対してでございますけれども、この上水公社の水を使用しない方々が約10%ございます。こちらの方は井戸水を使用したり、民間の水道事業者による給水、もしくはボトル入りの水道水といったものを購入している状況でございます。なお、プノンペン上水公社給水区域内住民のうち、このニロート浄水場から給水を受ける住民以外につきましては、他の既存の3か所の浄水場、

プンプレック、チャンカーモン、チュルイチョンバーという浄水場がございますけれども、こちらのほうから給水されているという状況でございます。

続きまして4点目でございます。このニロート浄水場が13万立米/日という増加される計画ですけれども、これはプノンペン全体から見てどういうインパクトがあるのかということでございます。

こちらのほうにつきまして、既存の浄水場、先ほどお話ししたものでございますけれども、4か所の中で、最大の給水能力を誇るニロート浄水場を拡張するという事です。同浄水場の主な給水拡張想定エリア地域であって、上水道整備の遅れているプノンペン南部及び西部への水供給が強化され、郊外の水需要を満たせることから、他の浄水場はプノンペン中心部への給水に集中させることが可能になると考えております。既存の給水、先ほどの4か所でございますけれども、給水能力につきましては現在約59.2万立米でございます。さらに現在建設中のバクケーン浄水場、タクマウ浄水場、プンプレック浄水場の拡張が完成することによって、給水能力は1日当たり105万立米になる見込みになっております。

2030年に想定される水需要につきましては、157.8万立米/日に到達すると考えられておりますので、残りは52.1万立米/日、こちらのほうの浄水能力を強化する必要があります。こちらについて本事業では13万立米/日を実施するという事になりますので、強化が必要な浄水能力の4分の1をカバーすることができるようになります。

続きまして、竹原委員の御質問ですけれども、まず、ニロート浄水場の取水源はメコン川ということになります。

2つ目、環境への影響についても併せて調査分析なされるのでしょうかということでございます。

協力準備調査におきましては、浄水能力を増強した場合の環境の影響につきましても調査・分析を行います。具体的には水質や水量、水位等の自然環境への影響、また、水生環境への影響を確認するという予定になってございます。

- 説明者 続きまして、委員の3番目の質問で、中長期的な支援の在り方という部分についての御質問に関しましては、プノンペンの上水道事業を担っておりますPPWSAは、マスタープランの計画に沿って現在上水道施設の整備・更新を進めていく予定と承知しています。その中で、中期的な支援の在り方としましては、このPPWSAが自己資金での資金調達が可能となるまでの間は、日本に仮に支援要請があった場合は、事業の事業内容を精査した上で、事業効果の高い案件であれば円借款での支援を引き続き検討したいと考えています。

もちろん本邦企業などが参画する既存の事業において、このPPWSAの職員の人材育成を通じて水道施設の運営・維持管理能力の向上を図るといったことを考えても

おります。

また、長期的な支援の在り方としては、このPPWSAが自己資金での資金調達が可能となった暁には、円借款のみならず民間企業の技術を活用した、より効率的な運営が可能なPPPや海外投融資といったスキームによる支援の可能性もあり得るかなと考えております。

- 説明者 田辺委員からの御質問でございます。まず1つ目、カテゴリーBの根拠は何か、住民移転の有無はどうかというものでございます。こちらのほうは道傳委員、宮本委員からも同趣旨のコメントをいただいております。

JICAの環境社会配慮ガイドラインでございますけれども、浄水のカテゴリー分類に当たりますとは、その地域の特性だったり要素といったところが重要になってまいります。

まず、浄水場の施設でございますが、こちらのほうは既存のニロート浄水場の敷地内に整備する計画になってございまして、送配水管敷設に当たってもカテゴリーAに該当するような住民移転は発生しない予定でございます。また、地下揚水のほうも計画しておりませんでして、森林伐採も発生しないという見込みでございますので、現状のところ、環境社会配慮カテゴリー分類につきましては、カテゴリーBとさせていただきます。

送排水管でございますが、こちらのほうは地下に埋設される予定でございまして、施工時に道路の一時的な通行止め等の規制が実施される場合はございますけれども、恒久的な用地取得や、それに伴うカテゴリーAに相当する住民移転は現時点では想定されておりません。

2つ目、このニロート浄水場は下流域のほうにわたりますけれども、上流部のほうに設置したほうが効率的ではないのかという御質問でございます。

こちらのほうは御指摘のとおり、一般的には生活排水を考慮すると、河川の上流部に取水地点を設置するほうがよいとされております。

プノンペンの場合、水源が都市の東側、こちらのほうにメコン川が走っているわけでございますけれども、取水地点の近くに浄水場をつくり、東から西側に送水をする必要がございます。

これに対して、上流のプノンペンの北東部に浄水場を集約いたしますと、南部や西部への給水に相当の距離の送配水管を敷設する必要がございます。そのための設備費用が高額になるということに加えて、送配水管の延長が長くなりますので、ポンプで圧をかけて送る中継ポンプ場の整備も複数必要になるということで、電気代等の維持管理費も高額になっております。さらに漏水のリスクも高まって、維持管理が煩雑になるということに加えて、事故が起こった場合のバックアップについても困難になりかねないと考えております。

本事業で拡張整備する浄水施設は、既存のニロート浄水場と同じ取水地点から取水して、南部及び西部へ水の供給を強化することを担っております。

なお、上流に当たるプノンペン北部でございますけれども、現在はフランス開発庁（AFD）によるバクセン浄水場という浄水場が建設中でありまして、こちらのほうから北部の地域の水需要を満たすと見込んでございます。

こうした状況から、プノンペンではマスタープランの方針に沿いまして、中心部では既存浄水場の拡張、郊外では新規浄水場を建設するというところでターゲットエリアの給水能力強化を図り、プノンペン全体への十分な水供給を目指してまいりたいと考えてございます。

続きまして、道傳委員の御質問でございます。タクマウに対して現在、ニロートから水が行っているということでございますが、今後、十分な水を供給することが期待できるのかという御質問でございます。

現在、タクマウ市は、タクマウ上水道の整備を実施中ということでございまして、タクマウ市内に独自の浄水場を整備することにより給水体制を強化し、プノンペン内の浄水場の負荷を軽減する予定ということでございます。タクマウ浄水場整備や本事業などの複数の事業によりまして、プノンペン、タクマウ市、双方に十分な水供給量が確保されるという見込みでございます。

2つ目、水圧が低下しているといったところ、どのぐらいの区域の給水への負荷となっているのかという御質問でございます。

現在、大規模なビル、マンション、そうした建設が続くプノンペン中心部で水への需要が高まっておりまして、水圧の低下が顕著になってございます。その結果、配水される過程で建物内に水を引き込むために給水ポンプを使用されることが影響し、既存の浄水場から離れている郊外の住宅地などで、水圧をほとんど確認できない地域が発生しているという状況でございます。

具体的にどの地域でどれぐらい水圧が低下しており、給水への負担となっているかについては把握できていませんが、協力準備調査におきまして、より詳細に給水圧の分布を確認した上で送水計画を再検討して、本事業の実施によって適切な水圧での給水を目指しております。

3つ目は、先ほど田辺委員の1つ目で回答させていただきました。

続きまして、西田委員の御質問、この公社は株式上場しているということですがけれども、問題はないでしょうかということでございます。

カンボジアの水道行政におきましては、水道局が財務的に独立した公社となることが目標にされております。このPPWSAはカンボジア証券取引所に登録している上場企業でございますけれども、株式の85%は経済財政省が保有しておりまして、民営化というよりも公社という位置づけになってございます。

また、水質管理につきまして、各浄水場の検査施設により定期的に検査が行われて

おりまして、WHOの基準を基に作成されたカンボジア国の水質基準が遵守されているという状況でございます。

水道料金につきましてでございますが、水使用量が少ない顧客に対して料金は低く設定されておりまして、一般的に水利用の少ない貧困層顧客を考慮した体系ということになっております。

加えまして、貧困層の住民に対してということでございますが、郊外を対象にしていますけれども、水道接続料の補助金を給付するプログラム、水道接続料の割引を行うプログラムを実施しているという状況になってございます。

一方、現在の水道料金は物価水準を考慮しても低い設定となっております。健全な事業運営のためには料金の見直しが必要となっております。マスタープランにおきましても料金改定が提案されております。他方、料金改定のプロセスは、カンボジア経済財政省の承認を得る必要があるため、大幅な値上げは想定しにくい状況となっております。

- 説明者 続きまして、松本委員の御質問でございます。プノンペンの奇跡とまで言うのであれば、その経験を基に自国の政府自らがプノンペンの人口増加に対応して、日本政府は技協面で側面支援する形で十分ではないのかという御指摘を頂戴しています。

もちろん理想はそうですが、現実問題としてカンボジアでは人口が都市へ集中していて、自己資金ではなかなか困難という状況が今続いている、だからこそ、日本を含めいろいろな国にドナーによる支援を求めているというのが実態でございます。

日本政府としましては、PPWSAの財務負担を考慮し、商業銀行からの借り入れよりも有利な形での円借款を先方の要請があれば引き続き検討したいと考えております。もちろんその過程で、このPPWSAに対する技術協力による側面支援ということも併せて検討しておりまして、本邦企業などが参画する既存の事業においては、職員への人材育成を通じて、水道施設の運営・維持管理能力の向上を既に図っております。また、これまでの技術協力によって、PPWSAの事業拡大体制の強化を図っております。また、PPWSAが今後とも資金調達を円滑に行うことができるように寄与していると思っております。

プノンペンでの成果の地方展開については次の御質問でいただいておりますので、引き続き私のほうから回答させていただきます。

いわゆる人口増加に対応して均衡ある発展を考えれば、地方都市により重点を置くべきではないかという御指摘、理想はおっしゃるとおりで、我々もそれに反論するつもりもありません。もちろん外務省としましてはプノンペンのみならず、カンボジアの地方都市でも上水道整備はやっております。無償資金協力にてシェムリアップやプルサット、スバイリエン、カンポット、バタンバン、こういったところの上水道拡張の支援を既にしておりまして、地方都市の生活環境整備にも重きを置いて、先方政

府の要請を踏まえてバランスよく整備を行っているところでございます。

また、プノンペンでの成功事例を基に、日本のこれまでの技術協力支援を通じて、PPWSAが地方水道局へ技術支援や研修を行えるように既にやっております、そういったところもサポートしているところでございます。

加えまして、2023年度からは地方都市における上水道整備に係る事業計画策定を支援する技術協力を開始する予定でございます、この事業計画を基にプノンペンでの成果をさらに地方展開に向けて活用していきたいと思っています。地方都市での給水アクセス向上を引き続き支援していきたいと思っていますところでございます。

- 説明者 続きまして、宮本委員からの御質問、1つ目については先ほど田辺委員からの御質問に回答をさせていただいたものと同じでございます。

2つ目でございます。人口が1.3倍近くまで増加する一方で、水需要は2.5倍に増加する見込みということだが、試算の根拠をというものでございます。

御質問の数値ですけれども、最新の2022年のマスタープランから取ってきております。水需要につきましては、家庭用と大型開発エリアに分けて算定しております。

家庭用につきましては、過去の水利用実績値を基にトレンドを分析して予測しております。経済成長が進むにつれて1人当たりの水の使用量が増加しますけれども、プノンペンでも増加が予測されているため、人口増と正比例にはなってございません。

大型開発エリアの需要につきましては、開発計画に商用利用を含めた水需要の算定がある場合にはそれに基づき、ない場合には土地利用計画想定に基づき需要量を予測させていただいております。

3つ目、料金のシステムの概要でございます。

水料金につきましては、家庭用、商業用、公共用の3つのパターンに分かれてございます。

家庭用と商業用につきましては従量制、公共用につきましては使用料にかかわらず定額制という形になっております。

家庭用水道料金につきましては、西田委員の質問1の回答のとおりでございますけれども、水使用量が少ない顧客を考慮した体系という形になってございます。

以上でございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば、発言をお願いいたしません。

田辺委員、宮本委員、続けてお願いします。

- 田辺委員 先ほどの御説明では、建設中のものも含めて浄水場は全部で4か所である

と、他方で、水圧の低下が見られる地域は、まだこれから調査するという状況だと理解したのですが、であるならば、なぜこのニロートの拡張がオプションになったかというのが分からなかったのです。つまり距離が離れば水圧が減ってしまう、だから、距離の近い需要の大きいところの近くを強化すべきだということは分かるのですけれども、水圧の低い地域が分からないのであれば、結論は出てこないと思うのです。

- 弓削座長 続けて、宮本委員、どうぞ。
- 宮本委員 西田委員の株式上場に関連しますが、PPWSAは株式上場した2012年以降、継続的に一定の収益を確保しているとのこと説明の点です。今の御説明で、今後水道料金を上げていくので、ますます収益が回復するのかなと理解したのですが、2012年の株式上場前のPPWSAの収益状況、損益状況というのがどうだったのか。というのは、民営化して85%、いまだ政府系が残っているという御説明でしたが、もし政府系が85%残っているのであれば、株式上場でどのように経営が変わって、もし、株式上場前に損をしていたということであれば、どういうボトルネックを解消して今に至っているのかお聞きしたいと思い質問させていただきました。
以上です。

- 弓削座長 では、説明者のほうから御説明をお願いします。
- 説明者 田辺委員から御質問のありました水圧低下が分からないのでは、この場所はどうなのかということでございます。水圧低下の場所につきましては、詳細については把握できてございませんが、概要については把握させていただいております。まずはプノンペンの中心部、それから、プノンペンの南、それから、西の給水エリアの端のほうを担ってございます。中心部につきましては、ニロートとは別の北部の浄水場から供給されると見込んでおりますので、そちらのほうでの対応です。南、それから、西のほうにつきましては、近い場所でございますので、こちらのニロートから供給していくという形での計画になってございます。より詳細な情報につきましては、協力準備調査のほうで調査したいと考えてございます。

それから、宮本委員から御質問のございました株式上場前後のところでございますが、株式上場の前に収益が悪かったのかということにつきましては、悪いわけではない。すなわち、株式上場をするという状況だったと理解しておられます。こちらのほうは15%、うち1%は従業員の組合が持っているという状況ではございますけれども、その状況で改善といったところにつきましては、引き続き維持・管理、そういったものに関しては改善する努力を継続しているということでございます。先ほどお話を触れましたが、水料金はかなり低いという状況が続いております。今後につきまし

てもどれぐらい値上げというのは見えない状況かと思っておりますので、そうした中で、引き続きこうした有償資金協力といったものを活用することによって、サービスの向上を図ると考えられていると理解してございます。

お答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

- 弓削座長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、この案件に関しては期待される開発効果、環境への影響、人口増加や都市化の影響、水圧の低下、そして、今御説明がありました水道料金や収益を含めての運営面などについての御説明をいただきました。

委員の皆様から御指摘のあった点を踏まえて、協力準備調査を進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) フィジー（無償）「経済社会開発計画」（海上保安関連機材）

- 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。次はフィジー「経済社会開発計画」（海上保安関連機材）です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 引き続きまして、フィジーの「経済社会開発計画」（無償資金協力）につきまして御説明をさしあげたいと思います。

外交的意義に関しましては、お手元の案件概要書に記載のとおりでございます。委員の皆様からいただいた御質問について、引き続き回答を申し上げたいと思います。

竹原委員、道傳委員、宮本委員、弓削座長からは、ほぼ同趣旨の御質問をいただいております。政府との間で書面で、フィジー海軍が軍事行動に使用することがないこと、また、モニタリングの徹底について、どのような頻度でということも含めて、皆様からほぼ共通の御質問をいただいております。

大使館は現地視察、もしくは聞き取り調査を通じて、少なくとも年1回の頻度でモニタリングを行う予定でございます。

こうした定期的なモニタリングのほか、大使館においては日頃からフィジー海軍とよく連携を取っております。これまでもレスポンスが極めてよいコミュニケーション関係がございます。これに加えて日頃から航海情報等を基に海軍の動向をフォローしております。万一、ふだんと異なる動きがある場合には速やかに会議にフィジー海軍に対して事実関係を確認する方針でございます。

また、モニタリングの結果につきましてはほかの案件と同様、適正会議にて報告させていただきます。軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避原則の遵守、その運用に

当たっては引き続き透明性の向上を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、田辺委員、ほか、道傳委員、松本委員からもほぼ共通の御質問で、案件名が経済社会開発計画となっている理由でございます。

この経済社会開発計画というのは、自国の貧困削減を含む経済や社会の開発に取り組む開発途上国に対して、その取組に必要な資機材等の調達のための資金の贈与を行う、これは外務省が実施する無償資金協力のスキームのことを申します。この目的で外務省が実施する案件は、およそ全て「経済社会開発計画」という名前の下で実施しております。便宜上、案件概要書の案件名の後に、その中身が分かるように括弧つきで、本件の場合は（海上保安関連機材）という形で、より中身が分かるように付記する形で修正しているところでございます。

続きまして、田辺委員のほうから、地図が添付されていないという御指摘を頂戴しましたので、お手元に地図、既存の警備艇3隻の配置場所、それから、供与予定の3隻の配置場所、EEZの範囲を地図でお示しして、お手元に配付させていただいていると思います。

道傳委員のほうから、供与した機材は有事の際も含めて防衛、いわゆる書簡は入手済みというところですが、こういった偵察活動、国際犯罪などの海上巡回、海上保安活動との厳密な線引きについてご質問を頂戴しております。

これは正直、世界共通の定義というのはございませんので、なかなか難しいかと思えます。特定の海上巡回行動が偵察活動を含む軍事的なものなのかそうでないのか、あるいはそれが海上保安活動なのか、この判断基準というのは一般論としてなかなか難しいとは思います。

ただ、海軍船舶の運航記録といった客観的なデータから線引きすることは非常に難しいと思っておりますけれども、本件の機材の供与に関しては、事前に交換公文の締結を行って、交換公文の中で供与される機材の使用が非軍事目的の活動に限定するということで明記する予定でございます。偵察活動を含めた軍事行動に資する活動には供与機材を利用しないことを確約する旨、先方政府の口上書も併せて取りつける予定で、ここにも明記させることで合意を得ることになっております。決して軍事行動に資する活動に供与予定の警備艇を使わないように合意することになっております。

さらに実際の使用に当たっては、先に申しましたとおり、現地調査や先方海軍への聞き取り調査を含めて大使館員が供与機材のモニタリングを実施することで、当初の計画に従って適切に使用されることを確保していく考えでございます。

続きまして、西田委員からフィジーにおける違法漁業、麻薬密売、人身取引等の問題についての詳細についてのお問い合わせがございました。

フィジーは米国や中国といった麻薬密売が盛んに行われている国から豪州、ニュージーランドへ麻薬が運ばれる際の中継地点と残念ながらなっております。そのため、フィジー国内に麻薬が流入して闇市場が存在して国内麻薬違法生産が行われるなど、

大きな社会問題となっているのが現状でございます。

特に近年ではコロナウイルスの蔓延によって国境が封鎖された結果、基幹産業である観光業に大きな打撃を受けてしまって観光収入が激しく落ち込んで、国内貧困層が増加しました。その結果、残念ながら麻薬密売に手を染める人々が増えてしまって、麻薬に起因した犯罪行為が増加傾向にございます。実際、薬物犯罪件数、例えば2017年、これはコロナ前だと思いますが685件、2018年だと1,058件、2019年は1,222件、2020年で1,413件、ここ3年間で2倍以上に増えているという報告がなされております。

また、違法漁業に関しては、フィジーに限らず太平洋全体、島嶼国全体で大きな問題となっています。島嶼国地域の漁業政策決定機関であるFFA（Forum Fisheries Agency）によれば、違法漁業によって年間約600万ドルが島嶼国全体で失われているという報告がございまして、漁業省によると、このうち40%がフィジー海域において違法に漁獲されたものと推定されておいて、フィジーの主要な産業の一つである漁業に大きな影響を与えているということが確認されております。

また、人身売買取引についても、女性や子供に対する売春を目的とした人身売買や違法労働環境下で漁船員を働かせるために人身売買取引を行う事例が報告されております。麻薬密売、違法漁業同様に大きな問題となっているとのこととでございます。

このような状況から、フィジー政府では海上における麻薬密売、違法漁業、人身売買取引の防止のために警備・取締活動を強化するという方針になってございます。

西田委員から続きまして、EEZに対して今、実際に船が3隻あるということだけでも、本来だったらどの程度の船舶の構成規模が必要なのかという御質問です。

今、フィジー海軍によれば、既存の3隻、今回、この経済社会開発計画によって3隻の15メートル級の警備艇の供与があれば、最低限の国土のEEZの警備体制が整えられるという説明を受けております。EEZ自体129万平方キロメートルであるフィジーにおいて、我が国の支援予定の船舶を含めて合計6隻の警備艇を所有することによって、ミクロネシアとサモアとの比較においても、例えばミクロネシアですとEEZが278万平方キロメートルで計7隻、12万平方キロメートルのEEZを持つサモアに対しては2隻の警備艇となっていますので、129万平方キロメートルのフィジーにおいてトータル6隻というのは、おおむね妥当な数字なのかなと思っております。

西田委員から、パトロール3拠点の維持・運営費用はフィジーが負担するのかという御質問で、これは御理解のとおりでございます。

続きまして、他国による軍への支援の概要について、西田委員、それから、弓削座長からも承っております。

この御質問に対しては、フィジーは国軍として今、陸軍と海軍がございまして、今回対象となっているのはフィジー海軍でございますけれども、現在、このフィジー海軍

に対しては、豪州、米国、韓国、中国がODAによる無償資金協力で支援を実施していると承知しています。警備艇に関しては、豪州が1994年から95年にかけて3隻、2020年に1隻の計4隻、そのうち現役になっているのは過去4隻のうちの2隻とのことです。中国は2018年に海図測量及び警備の2つの機能を備えたマルチロール船の1隻を供与しているとのことです。

警備艇以外では、米国が1987年に輸送艇2隻、2021年10月には潜水機材を供与しているほか、韓国は2019年に海図の測量船1隻を供与しているといったところです。そのほか米豪英の3か国とフィジーはサプライダープログラムでMOUを締結済みで、同国の艦艇がフィジーに寄港した場合には、海軍も含めた法執行官が各国艦艇に乗艦することができるような協力がなされているとのことです。

松本委員から、供与機材の非軍事利用の書簡について、この確約がなかった場合の日本政府としての対応についての御質問がございました。

供与機材の使用を非軍事目的に限ることは既に口上書のみならず国際約束であるE/Nで明記しております。そのため、国際約束に基づいて、違反があった場合には即時の利用停止と再発防止を求めていくことになります。

モルディブの案件では、E/Nと口上書で軍事利用しない旨を明記すると書かれているけれども、本案件ではどうなのかということですが、モルディブの場合は国際約束を結ぶ相手がUNODCでしたけれども、本件はバイラテラルな2国間の供与ですので、国際約束を結ぶ相手がフィジー政府ということで、比較の問題で、これは適切な表現でないかもしれませんが、フィジーとの間で直接国際約束をしっかり結ぶという意味では、より確実なものなのではないかなと思っております。

宮本委員のほうから、機材供与とあるが中身の概要はどのようなのですかという御質問を頂戴しております。弓削座長からも同趣旨の御質問を頂戴しておりますので、お答えさしあげます。

具体的には15メートル級の警備艇3隻、それから、それよりも小さいと思われるゴムボートぽい救助艇を1隻、水中カメラ1台、レスキューボート1台、水難救助訓練人形1台を供与することを想定しております。実際に供与される機材、その仕様、メーカーといったものは、交換公文(E/N)を締結した後に、政府間協議の場で両国政府の確認、調達代理機関による現地調査を踏まえて確定してまいります。最終的には、調達代理機関による入札を通じて決定される予定でございます。

宮本委員のほうから、違法漁業、麻薬密売、人身売買取引の過去数年の摘発件数の実績と、供与した後の効果についての御説明を求められております。

フィジー海軍によれば過去5年間、海上での違法漁業、麻薬密売、人身取引に関する摘発実績は残念ながらないとのことです。これは今持っている3隻の警備艇の割にEEZが広すぎてカバーしきれなかったことが原因だという説明を受けています。こうしたことから現在、犯罪の横行を許しているものと推察されます。

今回の機材の供与によって、海軍における監視・取締能力が向上して、こういった犯罪行為の摘発が可能となって、犯罪の減少に寄与することが期待されます。

最後になりますが、弓削座長のほうから、海上取締り、海難救助に関して、ほかのドナーは支援をしているのか、このことを踏まえて、日本がこの案件を支援する妥当性・重要性の度合いはどの程度なのかという御指摘を頂戴しております。

先ほどお答えしましたけれども、フィジー海軍の海上取締り、海難救助に対しては、現在、豪州、米国、韓国、中国がODAによる無償資金協力で支援を実施しております。他方で、フィジー海軍において、海上保安、海難救助に使用できる船舶というのは先ほど申しましたとおり3隻しかなくて、なかなか活動が十分できていないという状況でございます。

本件は、フィジーの海洋法執行能力を高め、災害時の人命救助能力等も支援するものですので、昨年4月に開催された第9回島サミットにおいて、我が国が表明した島嶼国支援の重点5分野のうち「法の支配に基づく持続可能な海洋」及び「気候変動・防災」に合致するものでございます。我が国が実現を目指しておりますFOIPの三本柱の一つである平和と安全の確保にも資する案件のものです。

加えまして、太平洋島嶼国地域、これは日本と豪州及びニュージーランドを結ぶ縦のシーレーンと、インド洋、南シナ海から太平洋に抜ける横のシーレーンが交わる地政学的に極めて重要な地域でございます。日本漁船が多数操業する地域でもございませし、水産資源の重要な供給地でもございます。フィジーの広大な海域の安全及び資源の持続可能な開発の確保はフィジーのみならず、日本はもとより周辺諸国の安定的な発展に寄与することが期待されると考えております。

また、本年9月に、豪州、日本、ニュージーランド、英国、米国、ドイツ及びカナダの外相等が出席したブルーパシフィックにおけるパートナー外相会合というものがございます。こういった国々との間では、海洋及び環境の保護が一つの分野として議論されまして、違法、無報告、無規制（IUU）漁業対策の分野を含め、追加的なイニシアティブ候補を検討するために地域と協力することをコミットしたところでございます。本案件のように、太平洋地域の平和と安定を目指した取組を豪州、米国等の同志国とともに支援していくということは、外交的義務も極めて高いと考えております。

以上のことから、我が国としても本件支援を行うことは極めて妥当かつ重要なものと考えてございます。

以上でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

田辺委員、西田委員、松本委員、宮本委員、道傳委員、竹原委員の順番でお願いします。

- 田辺委員 地図をつけていただいております。

私のコメントは単純なポイントでして、この主要な2つの島を離島と呼ばないほうがいいのではないかと。この表現は修正したほうがいいかなと思います。

以上です。

- 弓削座長 西田委員、どうぞ。

- 西田委員 御説明ありがとうございました。

もしかしたら私がきちんと聞いてなかっただけかもしれないのですが、この計画概要の中に、他機関との連携とか運営・維持管理体制が書かれていないのは何か理由があるのでしょうかというものです。

以上です。

- 弓削座長 松本委員、どうぞ。

- 松本委員 私も的確に聞き取れなかった可能性もあるのですが、非軍事利用の書簡を守れなかった場合の対応というのは、前回も伺っているのですが、改めてもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

それから、E/Nと口上書についても、UNの絡みということでお答えいただいたのですが、私はそういう質問ではなくて、本件についてはE/Nと口上書を用意するのかどうかという質問なので、それへのお答えはフィジーとの間でE/N、口上書でこの点は明記するという理解でよろしいかどうかを確認させてください。

以上です。

- 弓削座長 宮本委員、どうぞ。

- 宮本委員 御説明ありがとうございました。

私のほうは他国によるフィジー軍への支援というところで、オーストラリア、米国、英国、中国、韓国等々、御説明があったかと思いますが、我が国と同じように軍事行動に資する活動に利用しないという前提で支援している国々はどこかという、初歩的な質問で恐縮です。

以上です。

○ 弓削座長 道傳委員、どうぞ。

○ 道傳委員 ありがとうございます。

私からは確認でございます。経済社会開発計画という記述の見出しと内容が分かりにくいので、海上保安関連機材供与などと御付記いただくということでございました。経済社会開発計画という名前のついた案件は大変多いと聞いておりますけれども、ほかの経済社会開発計画についての案件の説明のときにも同様に括弧に入れるなどして、より内容が伝わるようにお書きいただけるといっていいのでしょうか。と申しますのは、こういう資料は公開されますので、パッと見たときに、これはあまりに不親切だなという印象がありましたので、今後もそのようにしていただけるのかどうかという確認でございます。

○ 弓削座長 竹原委員、どうぞ。

○ 竹原委員 御説明ありがとうございます。

もしかすると私が聞き取れなかったのかもしれませんが、これは例えば違法漁業とか麻薬の密売、人身売買取引等々、あくまで我が国とフィジー国政府の間のプロジェクトというか案件の調査ということだと思っております。例えば周辺の太平洋島嶼国の政府などと海難救助、あるいは違法操業の場合には連携して取り組むような場合もあると思うのですが、その辺りの活動などは、フィジーと周辺国の政府が自由にやっていいということなのか。もちろんそれは国の主権に関わることでですから、その国が決めることなのかもしれませんけれども、もしお考えがあれば、教えていただければありがたいです。

○ 弓削座長 それでは、お答えをまとめてお願いします。

○ 説明者 ありがとうございます。

まず、田辺委員のほうからはコメントをいただきまして、そのように修正することで問題なかろうと思っております。失礼しました。

続きまして、西田委員から他機関との連携・維持管理、もちろん維持管理していくのは基本的な前提だと思っておりますので、本来、このスキームでは機材の供与でおしまいいなっていますけれども、基本的にはあげたものが不適切に使われることがないように、ないしはこれが1年後には駄目になってしまうということがないように、しっかりとメンテナンスも含めて、あげたものがしっかりと末永く使ってもらえるような仕組みというのはフィジー政府が本来やるべき話でもございますし、必要に応じて要請があれば、いわゆる技術協力の形で展開することも可能かと思っております。

基本的には、現時点でこの部分で困っていますという話にはなっておりませんし、これまで具体的に豪州ですとか、韓国、中国から供与された船が使われていることから考えますと、これらの維持管理はしっかりなされているのかなと思っています。

また、他機関との連携という意味では、最後に御質問いただいた宮本委員の話とももしかしたらリンクするのかなと思いますので、そちらのほうの文脈でお答えしてみたいと思います。

松本委員からは、仮に非軍事利用の書簡が守れなかった場合にどうするのかと、この部分、先ほどお答えさしあげたのは、基本的にはそういうことは想定されないという、しっかりそこはE/Nで担保しているので想定されないと考えていますけれども、万一、それが確認された場合は抗議とそういったものの利用の停止、それから、再発の防止、こういったことを改めて申し入れることになろうかと思っています。

UNODCとの文脈というのは、私が余計なことを申して混乱させてしまったのかもしれない。本来であれば、E/Nを結びさえすれば、国際約束でありますので、口上書は必要ないものと考えております。ただ、念のためということで、より縛りを強くするという観点から、本来必要のない口上書も併せて今回は取りつけるということで、先方と合意を得ているところでございます。

道傳委員から御指摘をいただきましたのは、いわゆる外務省のスキームとして経済社会開発計画というものがございまして、基本的にはいわゆる機材供与が想定されたもの、いわゆるスキームの中の話ということで、これがあちこちに出て分かりにくいという御指摘はおっしゃるとおりですので、今後、この案件に限らず、このスキームの下で出される無償資金協力につきましては、後ろのほうに括弧をつけて、具体的に中身が分かるような表記はしていきたいと思っております。この前も恐らくしていると思いますが、今後もする方針でございます。また、E/Nを結んだりするようときにはプレスリリースという形で報道発表いたしますけれども、そこにはいわゆるスキームと中身の案件の説明をしっかりとプレスリリースでは出すことも徹底しております。

竹原委員からは、違法漁業、麻薬、こういったものの周辺国との共同の部分です。実態として、フィジー海軍という名称は海軍なのですが、軍事行動を想定したことを彼らはしていなくて、いわゆる海上警備、水難救助が、本来彼らがいつもやっていることだそうです。その際には、実は彼らが持っているオペレーションマニュアルというのがあって、それはオーストラリアから供与されたもので、それを自分たちのオペレーションマニュアルとして使用しているということですので、当然オーストラリアもニュージーランドもしっかりとフィジー政府と、いわゆる海難救助ですとか海上取締り、行動制約も含めて全部協力しているのは確認が取れております。

したがって、これはフィジー単独でやっているわけではなくて、常日頃から周辺国と協力しながら、先ほど申し上げたFFAは、島嶼国全体の福利厚生を上げるという

観点からやっている機関ですので、FFAとの間でしっかりと公益を守れるような協力をいろいろやっていると聞いております。

宮本委員からは、軍事行動に関し、非軍事制約をつけている前提で支援しているかどうかという御指摘です。これは正直なところ、他国のODAがそういう制約をしているのかどうかは分かりません。ただ、今申し上げたとおり、オーストラリアは周辺の実地救助ですとか、そういったところを想定して、これまで船を供与したりとかして、オペレーションマニュアルもつくったりとかしているんで、基本的にはいわゆる軍事に資することを想定したものとはなっていないと理解していますし、そもそもあげた船の上には銃器も載せておりませんので、しかも最大のものでも20メートルを超えるようなものではないと聞いていますので、いわゆる攻撃能力などはほとんどないものなのではないかなと思っております。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに追加のコメント・質問などはありますでしょうか。

西田委員、どうぞ。

○ 西田委員 他機関との連携のところ、私はきちんと聞き取れてなかったのですけれども、ここはどのような。

○ 説明者 他機関とおっしゃったのは、機関というのは国連とかそういったことを想定されているのか。

○ 西田委員 多分、機関と名のつくものであれば、ほかの当該国の機関であれ、国連、あるいは国の機関であれ、他機関だと私は理解しているのですけれども。

○ 遠藤局長 先ほど石丸課長のほうから申し上げたのは、まさにこの船舶をはじめとする今回の機材供与という意味においては、この限りにおいては、日本政府とフィジー政府との間の二国間でやるという形にはなりません。

一方で、先ほど来申し上げているとおりで、フィジーの海上における法執行能力を強化するという大きな目的で、この個別の案件は進められる。その大きな目的の中には、先ほど来御説明申し上げているとおりで、オーストラリアなどを中心として相当程度、既に行われている協力というのがございますので、そことの間では当然ながら連携しながら今後協力を進めていくことになるかと御理解いただければと思います。

○ 西田委員 ありがとうございます。

まさにそこなのです。委員から御質問がかなり出たとおり、かなり機微なイシュー

として認識されるものについては、やはり明確に、そういったことも含めて計画書に書かれたほうが間違いないのかなと思うのです。

私は今、局長がおっしゃられたとおりの理解に加えて、この事業の中で、オーストラリアから既に供与された3隻をどのように維持管理しているのかなと、恐らくオーストラリアが引き取ってメンテナンスしているのだろうと、そうすると、今度供与する3隻についても、日本製かもしれないけれども、ひょっとしたらオーストラリアが整備するのかなとか、そうすると、日本とオーストラリアの連携ということにもなり得るのではないかなと思ったのが、実はこの背景にはあったのです。「経済社会開発計画」とされる案件ではものをあげるだけなので、こういうのが書いてある場合と書いていない場合があると私も承知はしているのですけれども、今回はあったほうがいいのかなと思ったところであります。

○ 遠藤局長 ありがとうございます。

まさにそこをきちんとした形で説明責任という観点からも、できるだけきちんと明記すべきという点につきましてはよく分かりますし、今後、そこは留意していきたいと思えます。

今の維持管理のところですが、維持管理につきましては、今回、このE/Nにおいても先方政府、すなわちこの文脈で言えば、フィジー政府がきちんと維持管理の経費というのは全て負担することが明記されることになろうかと思えます。その場合には、フィジーの側によれば、警備艇の維持管理、大体年間で三千数百万かかるというようなことも聞いてはおりますし、フィジー側においては船舶の維持管理のためのエンジニアも中にいるというようなことでありますので、その点については確認しておるのが現状でございます。

○ 西田委員 ありがとうございます。

○ 弓削座長 松本委員どうぞ。

○ 松本委員 もう1件あるので短めにします。ありがとうございました。

前回も申し上げましたが、ODA大綱の改定の議論の中でも、やはり非軍事利用というのは大きな関心事だったと思えます。そういう意味でいくと、もし、軍事利用された場合には抗議、利用中止、再発防止というのが限界だとするならば、ある意味で守られなくてもその程度かと思われる危惧も持っています。

これはコメントをいただくかどうかは外務省のほうにお任せしますが、そこについての懸念は私自身も持っていますし、現在のロシアのウクライナ侵略とか、あるいは現在の防衛に関する政策改定とか、様々な面で国民の関心が高いですので、その辺り

についてはぜひ御検討いただきたい。何ができるかということは私もよく分からない。だから、逆にそうするなという声もあるのだと思うのですけれども、そこについては、もし何かお考えがあれば伺いたいです。それが1点です。

もう1個は、言葉の上で装備しない、e q u i pという言葉が使われるのか分からないのですが、持参するのはいいのかどうか、すごい細かい話をしているようですが、軍隊ですから、武器を持ったまま乗船することは認めるけれども、この警備艇に装備してはいけないということなのか、そもそも持参して乗ることも装備なのかということ、ちょっと細かいですが、もし分かるようでしたら伺いたいです。

○ 弓削座長 説明者のほうから、よろしくお願いします。

○ 説明者 1点目の開発協力大綱の改定は、直接は私の部局ではございませんけれども、この点については、ODAの軍事利用を回避するいわゆる非軍事原則、これはもう維持しつつ、改善強化についての議論がこれまでも行われてきたところであると承知しております。改定の内容については、既に有識者の皆様から報告書を頂戴しており、これから詰めてまいりたいと考えておりますけれども、ODAの軍事利用は認めないという立場に変更はないと承知しております。

武器を持ったまま乗船を認める、認めない、この部分はどんな警察官も武器は絶対に持っているわけで、最小限の武器使用というのは取締りも含めて法執行する以上は、最低限の武器というのはやむを得ないし、そこまで禁止するはなかなか厳しいものがあるのかなと思っています。したがって、フィジー海軍の実態は海上保安的な機能しかやっていないということもいろいろ確認が取れていますし、実際に彼らの武器使用基準とかも確認しましたら、基本的には最小限の武力行使、武器は基本的には使用しないということが、彼らのオペレーションマニュアルの中で徹底されていますので、そういうものを確認しておりますから、そこは問題ないのではないかなと思います。

○ 遠藤局長 お時間の関係で一言だけ、軍事利用してしまったらどうするのだということについての御質問ですがけれども、先ほど来申し上げているとおりで、法的な拘束力を持つところのE/N（交換公文）に基づいてきちんと管理しますということで申し上げます。それはまさにそれに反する行為を取った場合には、我が方から見る限りにおいては国際法違反です。そこにおいて、抗議から先、どこまでどういう形になるのか、それは個別具体の事情があって今明確に申し上げるということではないですが、そこはしかるべき形できちんと対応していくことは申し上げられるとは思いますが。

○ 弓削座長 御説明どうもありがとうございます。

この案件につきましては、最重要課題は供与される機材の使用を非軍事目的に限るということで、いろいろな御回答をいただきました。機材が供与される前に署名・交換される法的拘束力を持つ交換公文の中で供与機材の使用は非軍事目的の活動に限定する旨を明記する。そして、軍事行動に資する活動には供与された機材を利用しないことをフィジー政府の口上書にも明記させる。実際の利用・使用に当たっては、現地調査や先方海軍への聞き取り調査などを含めて、大使館員が供与機材のモニタリングを実施する。そして、大使館は日頃から海軍の動向をフォローしているということなので、万が一、普段と異なる動きがある場合には、速やかにフィジー海軍に事実関係を確認するという御説明をいただきました。このような対応によって供与機材が適切に使用されることを確保するということでした。

また、様々な点について、それぞれ必要な文書に明確に明記することの重要性に対しての指摘もありました。これらの点についてはしっかりとご対応いただくことをお願いいたします。どうもありがとうございました。

(4) ヨルダン（無償）「マアン県給水システム改善計画」

○ 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。かなり時間が押しているの、簡潔にお願いいたします。ヨルダンの「マアン県給水システム改善計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 それでは、進めさせていただければと思います。外務省の国別開発協力第三課の西野です。

まず、外交的意義ですけれども案件概要書にも触れられていますので、ごく簡単に申し上げます。ヨルダンは中東の安定にとって鍵となる安定した穏健な国ですので、日本に限らず多くの国際社会の国はヨルダンをしっかりサポートすることによって中東全体の平和と安定を確保しようとしています。日本にとってはさらにそれに付け加えて、エネルギーの安全保障の観点から、中東の安定は国の生存にとって不可欠の要素ということになりますので、その観点からも、安定した勢力であるヨルダンを支えることによって中東の安定を確保することが重要です。ヨルダンにとっては、もちろん今、経済的な不況ということもございまして、もともと少ない水資源の問題、エネルギーの問題、こういった問題がありますので、そういった課題に対して寄り添うような形で支援していくということは外交的な意義が高いと考えております。

最近でも国葬儀にヨルダン国王が訪日されて、日ヨルダン首脳会合が行われていますので、そこで両国の協力関係というのは確認されています。そういった観点で、ヨルダンとの協力を進めていきたいと考えておりますので、ヨルダンが注視している水

資源の管理に資する本案件は、外交的に極めて重要と考えております。

- 説明者 よろしく申し上げます。JICA中東・欧州部中東第二課課長の登坂でございます。委員からの御質問に対して回答させていただきます。

まず、道傳委員からのソフトコンポーネントの内容として運用・維持管理への参画が想定されるかという質問と、同趣旨のコメントとして、弓削座長から、実施機関であるヨルダン水道庁の人材育成及び能力強化の計画内容がどのようなものであるか、また、一定期間後はヨルダン水道庁が運営・維持管理を行う予定かという御質問について、併せて回答させていただきます。

まず、本案件におけるソフトコンポーネントでは御指摘のとおり、運用・維持管理について含まれない計画ですが、別途形成中の南部3県を対象とした技術協力にて運用・維持管理に係る協力での補完を想定しております。

また、ヨルダン水道庁の運営・維持管理の関与ですが、ヨルダン水道庁とアカバウウォーターカンパニーとの間でマネジメント契約が結ばれておりますが、この契約が終了後もアカバウウォーターカンパニーによる事業経営の下、ヨルダン水道庁のそれぞれの支所が運営・維持管理を継続していく予定です。

また、人材育成面ですが、アカバウウォーターカンパニー及びヨルダン水道庁への具体的な人材育成及び能力強化の計画の内容としては、人材育成、組織の能力向上の責任を担うアカバウウォーターカンパニーに対しては、無収水削減に関する研修の立ち上げ、ヨルダン水道庁支所職員への指導体制の強化に係る技術協力を実施、また、現場での設備の維持管理や水道料金の徴収を行うヨルダン水道庁に対しては、資機材管理、調達管理、データ活用等を含めた水道サービス改善活動計画の作成、顧客対応能力の向上といった内容での技術協力実施を検討しています。

続きまして、道傳委員から御質問いただきました日本の専門家の有用な知見の活用可能性、また、マアン県で公示が行われた上水道アドバイザー業務の内容についてお答えさせていただきます。

ヨルダンにおいても無収水率削減を目的とした技術協力の中で、SCADA（監督管理・データ取得システム）の活用や漏水探知といった日本の専門家の知見を生かすことを検討しております。

御指摘のように、2021年10月から2022年9月にマアン県で上水道アドバイザーを派遣しております。当該業務では、マアン県の水道事業運営がアカバウウォーターカンパニーに移管されることに伴いまして、アカバウウォーターカンパニーの水道事業運営体制の確認、マアン県の上水道整備計画及び水道事業運営の方向性についての助言といった業務を実施しておりますが、こちらは既に終了しております。

また、マアン県での上水道アドバイザーの派遣は本年9月に終了しておりますが、先ほど説明しました技術協力プロジェクトを通じてアカバウウォーターカンパニー等に

よる上水道の運用・維持管理に関する協力をを行い、日本の専門家による上水道整備等に関する日本の知見の共有を継続していく考えです。

続きまして、道傳委員からのヨルダンにおける水不足についてどのような不安定化が懸念されるかという御質問に対する御回答です。

ヨルダンの水不足は同国の経済に多大な影響を与えているとされております。主要産業である観光業にとって、安定した水資源にアクセスできないことは、ヨルダン経済の安定した成長の阻害となり、また、農業用水の確保が難しいことは、ヨルダンの食料安全保障の不安定化へとつながります。また、水不足に対して多くの農産業従事者の不満が蓄積されており、こうした状態が続くことでヨルダン国内の政治の不安定化にもつながる恐れがあります。

併せて、周辺国から難民を多く受け入れているヨルダンの水不足は、北部を中心とした難民受け入れ地域への治安の悪化、ひいては中東地域全体の不安定化にもつながる恐れがあることが懸念されます。

続きまして、西田委員からの組織的に脆弱とされるヨルダン水道庁、この点は問題ないのかという御質問です。また、アカバ水道公社とヨルダンの水・灌漑省、ヨルダン水道庁とのマネジメント契約にて運営の独立性は確保されるのかという御質問です。また、同趣旨の宮本委員からのヨルダン水道庁の能力不足をアカバウォーターカンパニーとのマネジメント契約で改善することについて、どのように改善していくかという御質問と併せて回答させていただきます。

マネジメント契約の中では、2021年度の数字ですが、アカバウォーターカンパニーが既に料金徴収率95%という実績を出しているアカバ県での取組に基づいて、ヨルダン水道庁の組織の脆弱性、運営管理の能力不足を改善していく計画となっております。

ヨルダン水道庁の脆弱性に対しては、アカバウォーターカンパニーは人材管理、財務の面から取組を行っています。人材管理の面からは各種研修の充実に加えて、それぞれの職員がパフォーマンス向上のためのインセンティブを持てるような体制を構築する等の改善を図っています。また、財務の面では統合基幹業務システムを導入し、合理的な財務運営に向けた取組を実施しています。人材管理、財務面から取組に重点を置く背景としましては、アカバ県において課題となっていた料金徴収を当該業務に従事する人材のサービスレベル向上によって改善した点、また、財務面で具体的なKPIを置いて取組を進め、事業運営の改善を達成することができた点が挙げられます。

また、運営管理の能力不足の改善に向けては、具体的に包括的住民調査、水道メーター設置、無収水削減のための配水管網更新、ポンプ設備の更新、SCADA設置、南部3県を対象とするメンテナンス・テクニカルサポートセンターの設立といった取組を計画しておりまして、アカバ県で達成した高い給水サービスの実現を目指しております。

また、マネジメント契約におけるアカバウォーターカンパニーの運営の独立性に関して、事業方針等の策定はアカバウォーターカンパニー自身が責任を持って実施していくものの、水道行政を管轄する水・灌漑省、また、ヨルダン水道庁にも一定の介入の余地が残されていると理解しております。

続きまして、松本委員からのアカバウォーターカンパニーへの移管は民営化、すなわち水道料金によってコストを回収するという理解かという御質問に対しては、御理解のとおりです。最終的な目標としては水道料金のみで事業運営コストを回収することです。具体的なKPIを設定して事業運営改善を行うことにより、料金徴収率95%という成果が得られたアカバ県での成功事例をマアン県でも適用・展開すべく、SCADAシステムやポンプの更新による無収水率の削減、必要なインフラ投資、人材育成等の取組を通して、上水道事業の運営管理の効率性を最大限に高めていくことで、水道料金徴収のみによる事業運営に向けて改善を図っていく計画となっております。

続きまして、松本委員から御質問をいただきました無収水率の原因は漏水か盗水かということですが。

2021年、先ほど申しましたJICAが派遣したマアン県上水道アドバイザーによる現地での聞き取りによりますと、本案件を実施するマアン県においては、無収水の主たる原因は漏水であるという情報を得ております。

- 説明者 続きまして、松本委員から御指摘いただきました本件でSCADAシステムの導入の技術協力については理解できるけれども、ヨルダンにおいてポンプの更新まで無償資金協力で行うのはどうか。そのことについて本邦技術の活用のためだけなのではないかという御指摘をいただいております。

冒頭に申し上げましたが、資源の乏しいヨルダンにおいて水資源の不足はとりわけ深刻な問題として、ヨルダン政府にとっても最重要課題とされています。一方で、ヨルダンは市場規模がそれほど大きくなく、今まさに経済的な不況であるとか、コロナ危機であるとか、シリアの問題による避難民の流入等、多重的な危機に苦しんでいる状況として、さらに追い打ちをかけるようにウクライナ危機による食糧価格等の高騰という形で、かなり経済が厳しい状況にございます。電力分野であるとか水分野であるとか取り組まなくてはいけないのですが、自国だけでの取組というのは限界がありますし、水不足に対してはかなりいろいろな支援が必要ということもございまずので、諸外国から支援を求めているというのが現状でございます。

なおかつ北部に比べて南部についてはドナーからの支援が相対的に少ないということがございまして、日本、アメリカ、ドイツが連携してこの3県で水資源の管理と水道事業の強化ということで支援を行っています。ある意味では役割分担をしながら支援しているという現状がございまず。これらの国はそれぞれ自国のリソースを用いて無償資金協力で支援をしているということがございまず。そういったこともござい

すので我々としてはSCADAシステムの導入、技術協力と併せて水資源の有効な利用に関して、漏水の原因となるポンプの更新等も必要と考えておりますので、セットでこれらの支援を日本の部分については行うことが必要と考えております。

それによって水資源の有効活用が可能になるということがありますし、地球規模の課題への対応ということにもなりますので、ぜひここは無償資金協力でセットで行うことが必要と考えていますし、引き続きシリア危機等に伴う避難民の流入がございまして、経済成長以上の形でヨルダンに負担がかかっていることがございます。やはりヨルダン一国の取組では限界がございまして、南部の場合は日米独、さらに広く国際社会が連携してヨルダンの水資源の管理については支えていくべきと考えています。

- 説明者 続きまして、宮本委員からの1点目の御質問については、西田委員の御質問と併せて回答させていただきましたので割愛させていただきます。

宮本委員から2点目の御質問、水・灌漑省、ヨルダン水道庁、アカバウォーターカンパニー三者間の役割分担、運営・維持管理等について明確になっているか。あと、弓削座長からアカバウォーターカンパニーのマネジメント契約の内容について御質問をいただいております。

アカバウォーターカンパニーとヨルダン水道庁のマネジメント契約は2025年12月までとなっており、この契約に基づいてアカバウォーターカンパニーは水道施設の事業経営、ヨルダン水道庁支所職員へのインセンティブシステムの構築、ヨルダン水道庁支所職員のキャパシティビルディングの責務を負い、3県それぞれのヨルダン水道庁の支所が現場での運営・維持管理を行う内容となっています。契約の中では、ヨルダン水道庁はそれぞれの支所職員の給料、電気代、資本投資を負担し、アカバウォーターカンパニーの事業経営のパフォーマンスについては、ヨルダン水道庁本部に設けられているマネジメント契約を管理する部署がモニタリングを実施しています。水・灌漑省は水道行政に関する政策の策定、予算確保等の役割を担っています。

弓削座長から御質問いただいた1点目については、宮本委員への御回答で回答済み、弓削座長の2点目の御質問については道傳委員からの1点目の御質問と併せて回答済みということで、併せて割愛させていただきます。

- 説明者 続きまして、竹原委員から、ヨルダンをハブとした日本企業の中東展開支援について、具体的にどのような内容が想定されているかという御質問をいただいております。

この部分はちょっとエッジが効きすぎた書き方だったかもしれませんが、ヨルダン自体は市場規模が確かに大きくはないのですけれども、中東地域の中で他の国は様々な不安定な状況にある中で、ヨルダンは相対的に安定した政情の国家として地政学的に非常に重要な地位を占めていますので、ヨルダンにおいて、我が国の大手商社が拠点

を設けているということもございますし、各国もそういった安定したヨルダンに注目をして、中東全体の拠点を置く動きが見られます。

さらにヨルダンを軸としてエジプトであるとかパレスチナ、イラク等の周辺国との間で電力の融通であるとか物流の中継地となるような潜在性がありますし、実際に様々な検討が行われているところですので、ヨルダンをハブにした地域の広域協力を今後進めていく余地はあるのかなと思っています。我が国の企業が水分野であるとか電力系統安定化、グリーン、こういった優れた技術をヨルダンで示すことによって、中東地域全体でのショーケースのようなことが可能性としてあるのではないかなと考えておりますので、そのようなことも念頭に置きながら書かせていただいております。

一方で、ヨルダンの不安定化要因の課題としては、水、電力といったものがありますし、とりわけ水資源が非常に希少であるということがございますので、先ほど申し上げたような地域全体の取組とかを進めていく上で、ヨルダンの安定を確保していく必要が不可欠ですので、そういった観点からも本事業は重要だと考えております。

- 説明者 もう1点、竹原委員のほうから無償資金協力供与の際の原則は尊重すべきではないかという御質問、こちらは松本委員からの御指摘とも関連しますが、中進国であるヨルダンでの無償資金協力の実施については「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づきまして「人道上のニーズ」「地球規模課題への対応」「債務状況」といった多角的な観点から検討しております。

人道上のニーズについては、ヨルダンにおいては1人当たり水資源賦存量が年間100立方メートルに満たず、絶対的水不足とされる年間500立方メートルを大幅に下回っております。大半の地域においては給水時間は週1～4回、それぞれ数時間と厳しい状況となっております。こうした状況は人々の生活の根幹に関わる人道上のニーズであると考えております。

また、地球規模課題への対応につきましては、ヨルダンは国土の92%が砂漠で利用可能な水資源量が極端に少ないという環境的脆弱性を抱えています。近年の気候変動による平均気温の上昇、降水量の減少の影響は、他国と比べ相対的に大きく、本案件で水セクターへの支援を行うことは地球規模課題に対応するものです。

また、債務の状況につきましては、ヨルダンはシリア危機以降の難民の流入、周辺地域の不安定化の影響を受け、国際収支、財政、債務の不均衡が継続しており、これらの構造の改革を実施しているところです。日本政府のほうではマクロ経済の持続性確保のために開発政策借款を活用して支援をしている状況でございます。

また、本案件で想定しているSCADA等のデジタル技術を活用した水道事業運営は、先ほど課長からも御説明がございましたが、日本の優位性が高く、過去には東京都水道局によるSCADAを活用した無収水削減の能力向上のための技術支援を実施しております。本案件及び関連する技術協力により、日本の無収水技術に係る信頼が醸

成されることが期待でき、今回の無償案件で導入される日本製機材の活用につながる可能性があると考えております。

最後、田辺委員から御質問をいただきました貧困層の水アクセスの問題が表面化する可能性が、この無収水率低下を目指す場合にあるのではないかと、この問題についてどのような対応を行うかという御質問に対する御回答です。

料金体系等に関する詳細情報は協力準備調査を通して収集し、貧困層の水へのアクセスが制限されないよう適切な配慮がなされることを確認する予定です。

アカバ県においては各戸に対して自宅内の無料漏水検査、節水方法に関する啓発活動、節水デバイスの提供といった活動を行うことで顧客の理解を得て、アカバウォーターカンパニーの料金徴収率95%という実績につながっています。給水システム、水資源量、気候条件が類似しているマアン県でも同様の活動を展開することで、顧客一人一人の節水意識を醸成することにより、浄水サービス提供に係る全体コストの低減、最終的には水道料金の負担軽減化を図ることができると考えます。

以上でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

既に5時を過ぎておりますが、説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 時間に配慮して質問をしないと申し訳ないなという気もあるので、1つ伺いたいと思っております。このプロジェクトに対して否定という気持ちはなくて、必要性はすごくよく分かるのですが、SCADAを導入する際にポンプは更新しなくてはいけないのか、これだけ確認させていただいていいのでしょうか。現状のポンプでこのシステムは導入できないのかどうか、これだけ教えてほしいです。

○ 弓削座長 ほかに御意見・御発言はよろしいですか。

では、説明者からの回答をお願いいたします。

○ 説明者 ありがとうございます

ポンプの老朽化というのが確認されていますので、SCADAシステムだけを入れても解決としては不十分ということがございますので、ポンプの更新も併せて行って、できるだけ水資源を効率的に使うということが望ましいです。ポンプについてもかなり老朽化が進んでいるということが課題として挙がっていましたので、私たちもできるだけ少ない費用でより大きな効果を常に追求しようと考えておりますので、必要のない機材の導入であるとか、機材の更新を常にセットで行おうとかと考えているわけ

ではなくて、この文脈においては必要と考えています。

とりわけ南部は水不足が深刻な割にドナーからの支援も少ないので、この場合だと連携事例の好事例ということになるかと思えますけれども、アメリカ、ドイツ、日本で組んで、それぞれ役割分担をして水資源管理をうまく進めようとしていまして、アメリカがある意味では先鞭をつけて、アカバ県で水道の近代化を行って、アメリカがうまくいった協力を日独がさらにサポートしていくという形になっております。

もちろん国益として日本企業とか日本の技術をできるだけ使いたいと私たちは常々思っていますけれども、日本の技術とか企業の活用が先にありきということではなくて、必要性があって、かつアメリカが先鞭をつけて、この地域で非常に成功を収めたやり方があるので、同じ気象条件にあるマアン県でも同様な形でやっていきたいと考えております。日本企業の技術とかを活用できればと思っていますけれども、先に必要性があって、この場合だと、ポンプの更新も併せて行うべきだと考えております。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

この案件ではいろいろな御説明がありましたが、運営・維持管理が重要な課題であり、水・灌漑省、ヨルダン水道庁、アカバ水道公社の三者間の役割分担、また、マネジメント契約の内容、そして、ヨルダン水道庁の脆弱性への取組などについて御説明いただきました。加えて水不足の問題や貧困層の水アクセスに関しての御説明もありました。委員の皆様のコメントを踏まえて、協力準備調査を進めていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

3 事務局からの連絡

- 弓削座長 それでは、この案件は終わりました、事務局から連絡事項について発言をお願いいたします。

- 山崎課長 次回の会議は申し合わせどおり、来年の2月28日火曜日に開催予定です。今年も本会議の目的であるODAの質と透明性の向上に多大なるお力添えをいただきまして感謝申し上げます。来年もどうぞよろしく願いいたします。

- 弓削座長 今年も多くのODA案件に対しての大変御丁寧な御説明をいただきまして、どうもありがとうございました。来年もどうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第66回「開発協力適正会議」を終了いたします。皆さん、どうもありがとうございました。

1 モルディブ「海上保安能力強化計画」(無償資金協力)

＜田辺委員＞

- (1) 埠頭監視装置、衛星画像 分析機材、薬物検査機材の設置地域を教えてください。
- (2) 所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の根拠について、環境的脆弱性、経済的脆弱性、外交的観点の説明は一定程度理解できるものの、同国に対しては約 340 億円の無償資金協力実績(2019 年度まで)を有しており、突出した支援実績があるように見受けられる。所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力にあたっては、実績のバランスは考慮されているか。

＜道傳委員＞

- ・本案件は、UN連携/UNDOC 実施とあるが、どのような実施が想定されているのかご教示ください。計画概要では「他機関との連携、役割分担は特になし」とあるのはなぜでしょうか。

＜西田委員＞

- (1) 麻薬の違法取引、違法漁業の操業等の海上犯罪について、具体的にどのように「多様化」しているのかお知らせいただけますか。
- (2) 「海上犯罪対策当局の対応能力に関する研修及び訓練を実施する」主体は誰なのか、ご教示いただけますか。
- (3) 案件名に(UN 連携・UNODC 実施)と記載されていますが、他機関との連携・役割分担は「特になし」とあります。補足をお願いできますでしょうか。

＜松本委員＞

- (1) 麻薬の違法取引、違法漁業、海上犯罪などは、どのくらいの件数増加があり、この事業がないため、どの程度が野放しになっていると考えられるのか、わかる範囲でご教示頂きたい。
- (2) 所得水準の相対的に高い国に対する無償資金協力を適用する 3 つの基準は、モルディブについてはあらゆるプロジェクトに当てはまることになるのではないかと。外務省のご見解を伺いたい。
- (3) 衛星も含めて軍事利用される蓋然性は認められないといえるのかご説明頂きたい。
- (4) 国際約束における口上書の位置づけについてご教示頂きたい。
- (5) 案件概要書「3. (2)」の最初の●の 3 行目に「大小 1、190」とあるが、「大小 1,190」とした方がよい。

<宮本委員>

- (1)本案件では、他機関との連携／役割分担は「特になし」としているが、UN(国連)連携およびUNODC(United Nations Office on Drugs and Crime:国連薬物犯罪事務所)実施とも記載あり、他機関との連携についてご説明いただきたい。
- (2)海上保安に必要なリソースの不足が顕著とのことだが、特に「専門的に従事できる人材が不足している」現状についてご説明いただきたい。当局の海上犯罪対策対応能力に関する研修・訓練実施は今回のSCOPEに入っているが、専門人材・陣容(ヒトの確保)を整える予算は確保されていると了解してよいか？
- (3)違法漁業、人身売買、薬物売買の摘発件数の実績と期待される効果をご説明いただきたい。軍事転用されないことをどのような頻度でどのようにモニタリングする計画かをご説明いただきたい。

<弓削座長>

- (1)沿岸警備隊には、どのような人材が何人いるのか教えて下さい。
- (2)本案件で供与する計画の海上犯罪監視装置、衛星画像分析機材、薬物検査機材等の機材を使いこなすためには、何人が、どのような研修を、どのくらいの期間受けなければならないのでしょうか？
- (3)海上監視情報統合センターの現在の状況について教えて下さい(役割、どのような技能レベルの人材が何人働いているのか、どのような機材が整備されているのか、など)
- (4)本案件で供与される機材は、このセンター内に整備される予定なのでしょうか。(もしそうでなければ、どこに設置されるのでしょうか)。
- (5)供与された機材が軍事転用されないように「事後も継続的モニタリングを実施する」とあるが、具体的には、どのようなモニタリングが可能なのかを教えてください。

<竹原委員>

計画実施期間は国軍傘下の沿岸警備隊とあります。

- (1)供与機材が軍事転用されないよう、E/Nや口上書に明記し、事後のモニタリングも継続することですが、具体的な計画をお教えてください。
- (2)また、様々な理由や背景があり、また、四角四面に対応するばかりではなく、時に柔軟な対応が必要であることを理解するものの、無償資金協力供与の際の原則は、尊重すべきではないかと思えます。

2 カンボジア「ニロート上水道拡張計画」(有償資金協力)

<弓削座長>

期待される開発効果は「PPWSA 給水区域内住民の生活環境の改善」と書かれていますが:

- (1)生活環境が改善される住民数を教えてください。
- (2)その住民数は、プノンペンの人口の約何パーセントでしょうか。
- (3)残りのプノンペンの住民の給水状況と、彼らに対する給水対策について教えてください。
- (4)(関連する質問)「プノンペンでは人口の増加が継続し、2030 年には 300 万人近くまで増加することが見込まれており、日平均給水需要は 157.8 万 m³/日まで増加することが予測されている」とのこと、ニロート浄水場の拡張により、現在 26 万 m³/日の浄水供給能力を 39 万 m³/日に増加させる計画ですが、これは、プノンペン全体の状況改善という観点からは、どの程度のインパクトがあるのでしょうか。

<竹原委員>

ニロート浄水場の水源は、川でしょうか。

計画に従って、浄水能力を増強した場合、環境への影響についても、あわせて調査、分析がなされるのでしょうか。

また、今後、都市化は一層進み、浄水能力をさらに強化する必要があるようですが、中長期的な支援の在り方をどのようにお考えでしょうか。

<田辺委員>

- (1)カテゴリ B の根拠は何か。浄水場の拡張にあたって住民移転は生じないのか。
- (2)ニロート浄水場はプノンペンの下流域に位置しているが、生活排水等の流入を考慮すると、本来、浄水場は大都市の上流に設置したほうが効率的ではないか。

<道傳委員>

- (1)ニロート浄水場は現在、タクマウ市にも水供給を行っているが、当該浄水場から水需要が増す首都プノンペン、タクマウ市双方に今後も十分な水を提供することは期待できるのか。
- (2)一部の配水区域では大規模商業施設の建設などに伴い水への需要が高まり、水圧が低下、利用者が建物に給水ポンプを設置して配水管の水の吸引を行うことが水圧の低下を招いている事態が指摘されているが、一部とはどのくらいの区域を指し、どのくらいの地域の給水への負荷となっているのか。
- (3)環境カテゴリ分類が B となっている背景についてご教示ください。

<西田委員>

PPWSA は 2012 年に株式上場したとのことですが、民営化による問題はないのでしょうか(水質管理、料金、合理化による一部住民へのサービス提供の後退など不利益)。

<松本委員>

(1) 概要書を読む限り、プノンペンでの成果を地方都市に展開することを優先すべきだと考えられる。「プノンペンの奇跡」とまで呼ぶのであれば、その経験をもとにカンボジア政府自らがプノンペンの人口増加に対応し、日本政府は技術協力で側面支援する形にできないのか。

(2) 前項とも関係するが、人口増加に対応して円借款で上水道の拡張を支援することで、今後ますますプノンペンへの人口流入を後押しすることに繋がらないか。均衡ある発展を考えれば、地方都市の生活環境の整備により重点を置くべきではないか。

<宮本委員>

(1) 送配水管の新設が約 135 km 計画される中、環境社会配慮カテゴリ分類を B とする理由をご説明いただきたい。

(2) 人口は現在の約 228 万人から 2030 年には 300 万人(1.3 倍)近くまで増加する一方、給水需要は、2022 年の 64.2 万 m³/日から 2030 年は 157.8 万 m³/日(2.5 倍)に増加する見込みとのことだが、試算の根拠をご説明いただきたい。

(3) 同地域、および本計画における水道料金の課金システムの概要についてご説明いただきたい。

3 フィジー「経済社会開発計画」(無償資金協力)

<竹原委員>

すでにフィジー政府との間で、書簡で確約済みとのことではありますが、供与機材をフィジー海軍が軍事行動に使用することはないこと、また、供与する船舶には武器は装備しないことを徹底する必要があると思います。運用のモニタリングをどのように徹底させていくのか、具体的にお教えてください。

<田辺委員>

(1) 案件名が経済社会開発計画となっている理由を教えてください。より実態に即した名前にするべきではないか。

(2) 本件資料には地図が添付されていないが、既存の警備艇 3 隻の配置場所、供与予定の 3 隻の配置場所、EEZ の範囲を地図で示して頂きたい。

<道傳委員>

(1) フィジー海軍が国軍の指揮下にあることから、海上保安対応以外の活動に従事する可能性も排除できないとあり、特に注意を払ってモニタリングを実施する案件とされているが、規模、頻度などどのようなモニタリングが想定されているのかご教示ください。

(2) 供与した機材は「有事の際も含めて防衛、偵察活動を含めた軍事行動に資する活動には利用しないことを確約する旨の書簡を入手済み」、とあるが、たとえばそうした偵察活動と、国際犯罪などに対応するための海上巡回や海上保安活動との厳密な線引きは可能なのか。

(3) 案件名が「経済社会開発計画」とのみあり、他案件と比して、案件名からは内容が判然としませんが、案件の概要が端的に伝わるように「経済社会開発計画(海上保安関連機材供与など)」などと付記することはできないのでしょうか。

<西田委員>

(1) 同国における違法漁業、麻薬密売、人身売買取引の問題について、詳細をお知らせください。

(2) フィジーの EEZ に対して現状では海上保安・海難救助に用いることのできる船舶は 3 隻とのことですが、本来であればどの程度の船舶の構成・規模が求められるのでしょうか。

(3) 新たに設けるパトロール拠点(3カ所)の設置および維持運営費用はフィジー政府が負担するものと理解してよろしいでしょうか。

(4) 他国によるフィジー軍への支援について概要をお知らせください。

<松本委員>

(1) 案件名が事業内容を反映していない。海上保安関連機材供与などの文言を入れることはできないのか。

(2) 案件概要書「3. (2)」の第 2 段落に書かれている、供与機材の非軍事利用の書簡について、仮に先方政府がこの確約を守らなかった場合、日本政府としてどのように対応するのか。

(3) モルディブの案件では、E/N と口上書で軍事利用しない旨を明記すると書かれているが、本案件では同様の措置は取らないのか。

<宮本委員>

(1) 海上保安関連機材(警備艇等)供与とあるが、中身の概要はどうなっているのか。別件のモルディブでは、海上犯罪監視装置、衛星画像分析機材等、海上監視情報統合機能も含めた計画になっているが、本案件ではどうなっているのかご説明いただきたい。

(2) 違法漁業、麻薬密売、人身売買取引の過去数年の摘発件数の実績と本計画完了後に期待される効果を説明いただきたい。

(3) 供与機材が、有事の際も含めて、海上保安対応に限定され、防衛、偵察活動を含めた軍事行動に資する活動に利用しないことを、どのような頻度でどのようにモニタリングする計画かをご説明いただきたい。

<弓削座長>

(1)本案件では「海上保安関連機材(警備艇等)」を供与するとあるが、具体的に、どのような機材をいくつ供与することが考えられているのでしょうか。

(2)「本計画は、特に注意を払ってモニタリングを実施する案件とし、定期的なフォローアップを行っていく」とあるが、具体的に、どのようにモニタリングとフォローアップを行うのか教えて下さい。

(3)フィジーの海上取締り・海難救助活動に関しては、今まで他のドナーは支援していますか？このことも踏まえ、日本がこの案件を支援する妥当性・重要性の度合いは、どの程度だとお考えですか？

4 ヨルダン「マアン県給水システム改善計画」(無償資金協力)

<道傳委員>

(1)本案件では、ソフトコンポーネントの内容として(SCADA システムの)調達監理、据付工事監理とあるが、運用・維持管理への参画は想定されていないのでしょうか。

(2)アジアなどで上水道整備・改善事業などの実績がある日本の専門家の有用な知見は、こうした案件でも活用することはできないのか。マアン県では、民間コンサルタント等に実施を委託する上水道アドバイザー業務の公示が行われた。どのような業務が想定されているのでしょうか。

(3)ヨルダン気象局によると、気候変動の影響で雨季入りが遅れ、高温が続き、水の需要が高まることで水不足を加速させているとしている。本案件で指摘されているヨルダンにおける水不足による「不安定化の懸念」とは経済、社会、政治など多岐にわたると理解しますが、どのような不安定化が懸念されるのかご教示ください。

<西田委員>

計画実施機関が組織的に脆弱とされるヨルダン水道庁ですが、この点は問題ないのでしょうか。完成後の運営・維持管理はこれまで高い給水サービスを展開してきたアカバ水道公社が行うとのことですが、MWI・WAJ とのマネジメント契約にて運営の独立性は確保されているのでしょうか。

<松本委員>

(1)AWC は公社でありながら公的資金支援を受けていないと書かれているので、AWC への移管は民営化、すなわち水道料金によってコストを回収するという理解でよろしいか。

(2)無収水率の原因は漏水か盗水か、もしくは原因すらわからない状態かご確認したい。

(3)「他機関との連携・役割分担」及びヨルダンの所得水準に鑑みた場合、SCADA システムの導入に係る技術協力は理解できるものの、ポンプの更新まで例外的な無償資金協力によって支援するのは、本邦技術の活用のためなのではないかと指摘されかねない。この点、外務省としてどのようにお考えか。

<宮本委員>

(1)WAJ(ヨルダン水道庁)の組織の脆弱性や運営管理の能力不足を AWC(アカバ水道公社)とのマネジメント契約で改善することのだが、どのように改善していくのかポイントをご説明いただきたい。

(2)本案件の施設完成後の運営・維持管理は AWC が実施するとしているが、MWI(水・灌漑省)・WAJ・AWC の三者間の役割分担、運営・維持管理期間等は明確になっているのかご説明いただきたい。

<弓削座長>

(1)2021 年 12 月に締結されたマアン県と AWC のマネジメント契約の内容を教えてください。

(2)(関連する質問)施設完成後の運営・維持管理の実施は、アカバ水道公社が担当することですが、実施機関である WAJ の人材育成および能力強化の計画・内容はどのようなものでしょうか。また、一定期間後は、WAJ が運営・維持管理を行う予定でしょうか。

<竹原委員>

本案件についても、時に柔軟な対応が必要であることを理解するものの、無償資金協力供与の際の原則は、尊重すべきではないかと思えます。

また、ヨルダンをハブとした日本企業の中東地域展開を見据えた経済活動を支援とありますが、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。

ヨルダンが地域の安定に果たす役割の重要性を理解するものでありますが、経済分野では、産業の集積や発展、日本企業の進出などには、まだまだ課題も多いのではないかと思います。

<田辺委員>

水道メーター設置拡大による無収水率低下を目指す場合、水道料金を支払えない貧困層の水アクセスの問題が表面化する可能性がある。貧困層の水アクセスの問題については、どのような対応を行うのか。